

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の
一部を改正する法律案 参照条文 目次

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 | e-Gov
法令検索 (抄) 1
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | e-Gov 法令検索 (抄) 5

令和8年4月1日 施行

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）

Law RevisionID:333AC0000000116_20260401_507AC0000000068

昭和三十三年法律第十六号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（[地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項](#)の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。[第八条第三号](#)並びに[第八条の二第一号](#)及び[第二号](#)を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。[次条第二項](#)において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。[同項](#)において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。 次条第二項 において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）

	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び 第七条第一項第五号 において単に「特別支援学級」という。）	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（学級編制）

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、[前条第二項](#)又は[第三項](#)の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては[前条第二項](#)の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

（都道府県小中学校等教職員定数等の標準）

第六条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（[学校給食法第六条](#)に規定する施設を含む。以下この項において同じ。）に置くべき教職員の総数（以下「都道府県小中学校等教職員定数」という。）並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数（以下「指定都市小中学校等教職員定数」という。）は、それぞれ、[次条](#)、[第七条第一項](#)及び[第二項](#)並びに[第八条から第九条](#)までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中

校等教職員定数ごとに、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 都道府県小中学校等教職員定数については、[第七条第一項第一号から第三号まで](#)及び[第三項](#)、[第八条第一号](#)並びに[第九条第一号から第三号まで](#)に規定する学級の数は、[第三条第二項](#)の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭並びに養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 三学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
- 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が八百一人以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数との合計数に一を乗じて得た数
- 三 医療機関（[医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五](#)に規定する病院又は診療所をいう。）が存しない市（特別区を含む。[次条第一号](#)及び[第二号](#)において同じ。）町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 四学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
- 二 三学級の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数
- 三 二十七学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数に一を乗じて得た数と二十一年級以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数に一を乗じて得た数との合計数
- 四 [就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条](#)に規定する保護者（[同条](#)に規定する費用等の支給を受けるものに限る。）及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

（都道府県特別支援学校教職員定数等の標準）

第十条 各都道府県ごとの、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「都道府県特別支援学校教職員定数」という。）並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「指定都市特別支援学校教職員定数」という。）は、それぞれ、[次条](#)、[第](#)

[十一条第一項](#)及び[第十二条から第十四条まで](#)に規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

2 都道府県特別支援学校教職員定数については、[第十一条第一項第一号](#)、[第二号](#)及び[第四号](#)並びに[第二項](#)に規定する学級の数は、[第三条第三項](#)の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第十四条 事務職員の数は、特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

（教職員定数の算定に関する特例）

第十五条 [第七条から第九条まで](#)及び[第十一条から前条まで](#)の規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

- 一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情
- 二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（[第八条の二第三号](#)の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒（障害のある児童又は生徒を除く。）に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。
- 三 当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの
- 四 主幹教諭を置く小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの
- 五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室（[地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の四第一項](#)に規定する共同学校事務室をいう。）が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの
- 六 当該学校の教職員が[教育公務員特例法第二十二條第三項](#)に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

令和8年4月1日 施行

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）

Law RevisionID:331AC0000000162_20260401_507AC00000000068

昭和三十一年法律第百六十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四章 教育機関

第三節 共同学校事務室

第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（[学校教育法第三十七条第十五項](#)（[同法第二十八条第一項](#)、[第四十九条](#)、[第四十九条の八](#)、[第六十二条](#)、[第七十条第一項](#)及び[第八十二条](#)において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

- 2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。
- 3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。
- 4 共同学校事務室の室長及び職員は、[第一項](#)の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。
- 5 [前三項](#)に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。